

2017年7月3日

No.281

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

4月11日、総務委は一般質疑(特定の法案ではなく、所管にかかわる問題についての質疑)を行いました。又市征治議員は、事実上、青天井になっている地方公務員の時間外勤務の削減を質しました。

時間外勤務の実態はどうなっているのか



又市議員は、総務省が公表した地方公務員の時間外勤務に関する調査結果を紹介し、これにたいする総務省の見解を質しました。また今回の調査対象の約半数が自己申告にもとづいており、客観的な証拠にもとづくべきという厚労省の出退勤時間管理の「ガイドライン」にそったものか疑問を呈しました。「ガイドライン」では、所属長自ら現認するか、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することと、定められています。

高市大臣は、時間外勤務の実態については長時間の勤務となっている部分が一定程度存在することを認めました。

総務省として通知の発出、先進事例の収集と提供、働き方改革の意識の醸成等々によって、地方公共団体の時間外勤務削減の取組を支援すると答弁しました。またガイドラインについても、周知徹底していくとの答弁がありました。

さらに又市議員は、職員のうち1000時間以上の時間外勤務を行っている職員が1.4%もいるある県の知事部局における時間外勤務の実態を明らかにし、大臣の見解を求めました。高市大臣は、長時間労働は、職員の心身の健康、士気を確保する観点から問題があるとし、優秀な人材を確保する観点からも、長時間労働の是正は重要だと答弁しました。

事実上、無制限になっている地方公務員の時間外勤務の実態

次に又市議員は、地方公務員の一部は労基法第33条(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働を規定)第3項を根拠に、36協定も結ぶことなく青天井の時間外勤務を強いられていると述べ、第33条第3項は日常的業務を消化するための時間外勤務の根拠にはならないと、現在の実態は違法であると強く主張しました。

厚労省、総務省は、第33条第3項を根拠に労働時間を延長することは可能で、その判断は各行政官庁に委ねられていると、現状を追認する答弁を行いました。

これに対し又市議員は、労基法第33条の趣旨を歪めるものだと批判しました。そして総務省として自治体に、時間外勤務が必要な職場はすべて36協定を結ぶように助言するように要求しました。さらに労働基準法の第一条には、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と明記されていることを紹介し、1000時間を超えるような残業をさせておいて、それで人たるに値する生活を送れるわけがないと述べ、時間外勤務の削減に努めるように迫りました。

高市大臣は、時間外勤務の削減が公務でも重要な課題であることを認め、職員が適正な働き方を行い、心身の健康を保つ、良い人材が獲得できる、そういう職場環境をつくるのが自治体の長の責任でもあると答弁しました。さらに勤務時間管理に関する厚生労働省のガイドラインが徹底されているか、検証していくと述べました。